

基 発 0330 第 10 号
年 管 発 0330 第 5 号
平 成 28 年 3 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大西 健造 殿

厚 生 労 働 省

労 働 基 準 局 長

大臣官房年金管理審議官

社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

社会保険労務士の懲戒処分事案について、平成 26 年度においては、労働社会保険諸法令に基づく助成金の不正受給を目的とした書類の虚偽申請等、過去最高であった平成 24 年度と同様の 11 件発生している。

さらに、平成 27 年度においては、「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信したことにより懲戒処分とした事案や就業規則の作成について、厚生労働省作成の「モデル就業規則」の内容を否定し、使用者がいたずらに労働条件を引き下げることがを助長する内容をホームページに掲載したことにより都道府県社会保険労務士会から指導が行われた事案が発生したところである。

このような行為は、常に品位を保持し、公正な立場で業務を行うべき社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）として、不適切な行為である。

また、労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士等が自らのブログ等で不適切な情報発信を行うことは、個別事案の問題にとどまらず、社会保険労務士全体の業務の適正化を阻害し、ひいては、社会保険労務士法の目的である事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることとなるものである。

については、貴会及び都道府県社会保険労務士会において、同様の事案の再発防止のため、下記の対策を実施されたい。

記

- 1 社会保険労務士等が、メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定する内容、就業規則の作成に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることがを促す内容及び労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法的行為を推奨する内容等の公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう、研修を実施すること。
- 2 厚生労働省作成の「モデル就業規則」の有用性について、都道府県社会保険労務士会を通じ、可能な限り、社会保険労務士等に周知すること。
- 3 上記 1 に例示したような不適切な情報発信を行った社会保険労務士等に対し、会則による適正な処分又は注意勧告等を行うことができるよう、都道府県社会保険労務士会の会則等を見直し、より実効性のあるものに改めること。